

諮問庁：出入国在留管理庁長官

諮問日：令和7年2月20日（令和7年（行個）諮問第39号及び同第40号）

答申日：令和8年3月6日（令和7年度（行個）答申第218号及び同第219号）

事件名：本人が行った難民認定申請に関する文書の一部開示決定に関する件  
本人が行った難民認定申請に関する文書のうち刑事事件の裁判等に係る個人情報に記載されている文書の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「文書1」という。）に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の2に掲げる文書（以下「文書2」という。）に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年12月12日付け管東総第5274号及び同第5275号により東京出入国在留管理局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書（原処分1及び原処分2共通）によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

前提事実として申請人の特定個人Bは特定行政書士である。特定個人Bは今後の難民申請の書類の作成等を依頼されたものである。

(1) 本件においてはあまりにも黒塗りが多すぎる。特定個人Aからの聞き取りによれば本件はまだ難民申請継続中であるとのことである。

このままでは特定記号番号Aが継続しているか終了しているかもわからない。

(2) 他の件（特定文書番号A、特定文書番号B等少なくとも他3件。）を

確認すると供述調書は全て開示されている。また決裁後に通知があったと思われるがその通知内容も黒塗りである。

- (3) また供述調書は他の件をみてもまずは健康状態の確認から入り、終了時には体調に問題なく終了したである。この体調のところすらも非開示では隠蔽というほかない。

これでは自分は何もできない。速やかに黒塗り部分の開示を願う。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分1（諮問第39号）の関係

##### (1) 本件経緯

ア 審査請求人は、令和6年11月27日（同日受付）、処分庁に対し、法の規定に基づき、請求内容を本件対象保有個人情報とする保有個人情報開示請求を行った。

イ 当該開示請求に対し、処分庁は本件対象保有個人情報のうち、刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書（文書2）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）は、法124条1号（当審査会注：「法124条1項」の誤記）の規定により法の開示に関する規定の適用がないとして別途不開示決定（原処分2）をした上で、本件対象保有個人情報2を除いた保有個人情報（本件対象保有個人情報1）について、一部が法78条1項2号、6号又は7号柱書きに該当するとして部分開示決定（原処分1）をした。

ウ 本件は、原処分1について、令和6年12月24日付けで諮問庁に対し審査請求がなされたものである。

##### (2) 審査請求人の主張の要旨

上記第2と同旨。

##### (3) 諮問庁の考え方

###### ア 難民認定手続について

(ア) 本邦にある外国人は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）61条の2第1項の規定に基づき、難民認定の申請をすることができる。

(イ) 難民であることを立証する責任は申請者側にあるが、申請者の立証が十分でないからといって直ちに難民の認定をしないこととしたのでは適正な難民の認定が確保できないことから、難民調査官が行う事実の調査により申請者の陳述等の裏付け調査等を行うほか、必要があれば申請者に更に立証の機会を与えることとなる。

(ウ) 法務大臣は、提出された資料等に基づき、難民の認定をしたときは、当該外国人に対して難民認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対して理由を付した書面をもってその旨を通知する。

イ 不開示部分の不開示情報該当性について

原処分1における不開示部分の不開示情報該当性は次のとおりである。

(ア) 東京出入国在留管理局（以下「当局」という。）職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報（法78条1項2号該当）

a 当局職員の氏名及び印影部分

入国警備官又は入国審査官の氏名は、国立印刷局編「職員録」に掲載されている統括審査官以上（一部上席審査官を含む。）の職位にある職員の氏名を除いて、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）において、公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

本件対象保有個人情報1には、当局職員の氏名等が記録されているところ、当局職員が行う事務は、難民認定手続における許否判断を行う上での参考となる重要なものであることから、その氏名を開示することにより、不利益処分を受けた外国人又はその関係者等から逆恨みをされ、職員個人へのひぼう中傷又は攻撃等がされる危険性があることは否定できない。

b 開示請求者以外の者に係る情報（上記aを除く。）

本件対象保有個人情報1には、開示請求者以外の者に係る氏名等が記録されているところ、これは、法78条1項2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）」に該当する。

c 小括

したがって、上記a及びbに係る情報については、法78条1項2号ただし書イに係る部分を除いて、法78条1項2号に該当することから、不開示を維持することが相当である。

(イ) 当局職員の意見（法78条1項6号及び7号柱書き該当）

本件対象保有個人情報1には、当局職員の意見が記録されているところ、これは当局内部における意思決定に係る情報であり、これを開示した場合、不利益処分を受けた外国人又はその関係者等がそ

の処分に不満を持ち、当局職員に対して、ひぼう中傷、いやがらせなどの行為に及ぶおそれが生じ、そのような行為を職員が恐れることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その結果として、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

したがって、上記に係る情報については、法78条1項6号及び7号柱書きに該当することから、不開示を維持することが相当である。

(ウ) 当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価  
(法78条1項7号柱書き該当)

本件対象保有個人情報1には、当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価が記録されているところ、これらの情報を開示した場合、当局の具体的な調査手法や着眼点が明らかとなり、外国人において、当局の調査を受けるに当たって、本邦在留を画策するための対策を講じることを可能ならしめるなど、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

したがって、上記に係る情報については、法78条1項7号柱書きに該当することから、不開示を維持することが相当である。

(エ) 供述調書の供述内容に係る情報 (法78条1項7号柱書き該当)

委任者が行った難民認定申請(特定記号番号A)は、原処分1時点において処分はなされておらず、手続の途上であったものである。

手続の途上にある難民認定申請に係る供述調書を供述人本人に開示することとなれば、自らの供述内容の重要な部分に不合理な変遷等があった場合には、手続終了前にそれが本人に明らかにされることとなり、その結果、当該供述人本人において、変遷等が解消されるような虚偽の事実を供述するなどのおそれが生じることから、正確な事実関係の把握を極めて困難にさせ、難民認定手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

したがって、上記に係る情報については、法78条1項7号柱書きに該当することから、不開示を維持することが相当である。

(オ) 国の機関が行う事務に関する情報 (法78条1項7号柱書き該当)

本件対象保有個人情報には、当局の非公開の内線番号が記録されているところ、これを開示した場合、なりすましによる照会のほか、いたずらや偽計等に使用されることで、国の機関が必要とする際の緊急の連絡に支障を来すなど、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

したがって、上記に係る情報については、法78条1項7号柱書きに該当することから、不開示を維持することが相当である。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分1を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

### 2 原処分2（諮問第40号）の関係

#### (1) 本件経緯

ア 上記1（1）アと同旨。

イ 当該開示請求に対し、処分庁は本件対象保有個人情報のうち、刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書（文書2）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）は、法124条1項の規定により法の開示に関する規定の適用がないとして、不開示決定（原処分2）をした上で、当該文書を除いた部分について、一部が法78条1項2号、6号又は7号柱書きに該当するとして別途部分開示決定（原処分1）をした。

ウ 上記1（1）ウと同旨（ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」に改める。）。

#### (2) 審査請求人の主張の要旨

上記第2と同旨。

#### (3) 諮問庁の考え方

ア 本件開示請求について

本件開示請求について、本件対象保有個人情報のうち、刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書に記録されている保有個人情報を除いた部分（本件対象保有個人情報1）については、開示決定（原処分1）を別に行っており、本件審査請求は、本件対象保有個人情報のうち刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書（文書2）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）を不開示とした決定（原処分2）に対するものである。

イ 法の適用除外に係る規定について

法124条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法第5章第4節の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、当該保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等が本人に取得させた当該情報を提出させることなどにより、本人の前科等が社会復帰又は更生保護を図る上でその者の不利益となるおそれがあるため、このような弊害を防止するためであると解される。

ウ 本件対象保有個人情報2の法第5章第4節の規定の適用可否について

文書2は、刑事事件の裁判等に係る情報が記載されるものであって、委任者に関する刑事事件の裁判等に係る情報が記載されていた場合

のみ、そのことをもって法124条1項の規定を適用することとしては、そのこと自体により当該情報の有無が明らかとなり、それは同項の趣旨にそぐわないものとなることから、委任者に関する刑事事件の裁判等に係る情報が記載されているか否かにかかわらず、法124条1項の規定を適用し、法第5章第4節の規定を適用しないこととすべきである。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分2を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月20日 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第39号及び同第40号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月6日 審議（令和7年（行個）諮問第39号）
- ④ 令和8年1月23日 委員の交代に伴う所要の手続の実施（同上）、本件対象保有個人情報の見分（同上）及び審議（令和7年（行個）諮問第39号及び同第40号）
- ⑤ 同年2月27日 令和7年（行個）諮問第39号及び同第40号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1について、その一部（不開示部分は、別表の「不開示部分」欄のとおり。）を法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2について、法124条1項に該当し、法第5章第4節の規定の適用が除外されるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報1の不開示部分の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報2に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報1の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報1の不開示部分は、①当局職員の氏名及び印影部分その他本人（審査請求人）以外の者に係る情報、②当局職員の意見に係る情報、③当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価に係る情報、④供述調書の供述内容に係る情報並びに⑤国の機関が行う事

務に関する情報が記録されているとして不開示（不開示理由は、別表の「不開示内容の要旨」欄及び「法78条1項の適用号」欄のとおり。）とされた部分であるところ、諮問庁は、不開示部分について、上記第3の1（3）イのとおり説明するので、以下、順次検討する。

（1）当局職員の氏名及び印影部分その他本人以外の者に係る情報について  
ア 当局職員の氏名及び印影

（ア）当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、4頁、5頁、12頁、48頁、52頁ないし80頁、85頁、87頁、88頁、92頁及び105頁において、東京出入国在留管理局職員の氏名（署名及び姓のみの記載部分を含む。以下同じ。）及び印影が不開示とされており、当該氏名及び印影は、いずれも、法78条1項2号本文前段の本人以外の個人に関する情報に該当する。

（イ）次に、法78条1項2号ただし書該当性について検討する。

a 各行政機関における公務員の氏名については、申合せによれば、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について、特段の支障の生ずるおそれのある場合を除き、公にするものとされており、当該部分は当該職員の職務遂行に係る情報に該当するが、諮問庁は、当該職員について、難民認定手続に従事している入国審査官であるところ、当該職員が行う事務は、難民認定手続における許否判断を行う上での参考となる重要なものであることから、氏名を公にすることにより、不利益処分を受けた外国人やその関係者が職員個人に対し、ひぼう中傷、脅迫又は強要に及ぶ危険性があり、入国審査官の氏名は、職員録に掲載されている統括審査官以上（一部上席審査官を含む。）の職位にある職員の氏名を除いて、申合せにおいて、公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する旨説明する。

b 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当時の当局の組織表及び地方在留管理局組織規則を提示させ、その内容を確認させたところ、上記の氏名及び印影は、いずれも難民認定手続に従事している入国審査官のものと認められる。

c そして、入国審査官が行う事務は、本邦在留を認めるか否かの裁決を行う上での参考となるものであることから、難民認定手続に従事している入国審査官の氏名が公にされると、退去強制手続によって不利益処分を受けた外国人又はその関係者等から逆恨みをされることにより、入国審査官個人へのひぼう、中傷又は攻撃等がされる危険性があることは否定できず、上記諮問庁の説明は、

合理性があるものと認められる。

そうすると、入国審査官の氏名については、申合せが公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

また、当審査会において当時の職員録を確認したところ、当該職員の氏名はこれらに掲載されていない。

ほかに当該不開示部分について、本人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されていると認めるに足りる事情はないことから、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) また、当該不開示部分は、個人識別部分であって、法79条2項による部分開示の余地もない。

(エ) 以上のことから、当該不開示部分は、法78条1項2号に該当するので、不開示としたことは妥当である。

#### イ 通訳人の氏名及び印影等

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、36頁、50頁及び73頁において、通訳人（翻訳者）の氏名、住所及び印影が不開示とされている。これらの情報は、いずれも、法78条1項2号本文前段の本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) また、当該不開示部分は、個人識別部分であって、法79条2項による部分開示の余地もない。

(ウ) 以上のことから、当該不開示部分は、法78条1項2号に該当するので、不開示としたことは妥当である。

#### ウ 上記を除く第三者に係る情報

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、5頁、45頁、46頁、48頁及び49頁において、本人以外の者（上記ア及びイに掲げる者を除く。）に係る氏名、生年月日及び国籍等が不開示とされている。これらの情報は、いずれも法78条1項2号本文前段の本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、同号ただし書イに該当するとは認

められず、また、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 法79条2項による部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名等個人識別部分については、部分開示の余地はなく、それ以外の部分については、これを開示すると、本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから部分開示はできず、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 当局職員の意見に係る情報について

当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、当該不開示部分は、事案概要書及び意見書等における記載内容部分であって、別表記載のとおり、1頁ないし4頁、6頁、10頁、11頁、84頁ないし87頁及び106頁ないし109頁において、本人に係る難民認定申請手続における当局職員の検討結果や意見が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、難民認定申請手続に係る事務の性質や当該不開示部分の記載内容等を併せ考えれば、当該不開示部分を開示すると、不利益処分を受けた外国人又はその関係者等がその処分に不満を持ち、当局職員に対して、ひぼう中傷、嫌がらせなどの行為に及ぶおそれが生じることから、当局職員が、かかる事態を恐れることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項6号に該当し、同項7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価に係る情報について

当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、5頁ないし9頁、48頁、49頁及び84頁ないし87頁において、本人に係る調査内容及び調査結果に関する情報等、難民認定手続において、当局が把握した事実関係に関する情報等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、難民認定申請に係る事務の性質や当該不開示部分の記載内容等も併せ考えれば、当該不開示部分が開示されると、当局の具体的な調査手法や着眼点が明らかとなり、難民認定申請者において当局の調査を受けるに当たって対策を講じることを可能ならしめる旨の諮問庁の説明は首肯できるから、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、

不開示としたことは妥当である。

(4) 供述調書の供述内容に係る情報について

当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、51頁ないし73頁において、供述調書の供述内容が記載されていると認められる。

当該不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の1(3)イ(エ)のとおり説明するところ、原処分時点において、開示請求対象者に係る難民認定手続の処分はされておらず、手続の途上であった旨の上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、開示請求者に係る難民認定手続は、原処分時点において途上の段階にあり、供述人本人に調書を開示することとなれば、自らの供述内容の重要な部分に不合理な変遷等があった場合には、手続終了前にそれが本人に明らかにされることとなり、その結果、当該供述人本人において、変遷等が解消されるような虚偽の事実を供述するなどのおそれが生じることから、正確な事実関係の把握を極めて困難にさせ、難民認定手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の1(3)イ(エ)の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、開示することにより、難民認定手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 国の機関が行う事務に関する情報について

当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、1頁において、当局の内線番号が記載されていると認められる。

当該部分は、一般に公開されている情報であることをうかがわせる事情は認められないことから、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件対象保有個人情報2に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

(1) 適用除外の趣旨

法124条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等（以下「刑の執行等」という。）に係る保有個人情報について、法第5章第4節の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人

情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科や逮捕歴等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設等に收容されている者又は收容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益となるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報2に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

ア 上記(1)の法124条1項の趣旨に鑑みると、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄(あるいは同項に規定する情報が当然に含まれ得る欄)につき、同項により法第5章第4節の規定を適用しないと解される。

イ 諮問庁は、上記第3の2(3)ウにおいて、本件対象保有個人情報2は法124条1項の規定により法第5章第4節の規定を適用しないこととすべきである旨説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

本件対象保有個人情報2が記録された文書は、前科照会に対する回答書であるところ、当該文書は、刑の執行等の状況を記載することを目的としている文書である。

ウ 以上を踏まえ、本件対象保有個人情報2が記録された文書は、刑の執行等の法124条1項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書といえることができるから、本件対象保有個人情報2は、同項により法第5章第4節の規定の適用除外とされる刑の執行等に係る保有個人情報に該当し、同節の規定は適用されないものである。

したがって、本件対象保有個人情報2を不開示としたことは、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、その一部を法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、法124条1項の「刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報1につき、不開示とされた部分は、法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、本件対象保有個人情報2につき、法124

条1項に規定する「刑の執行等に係る保有個人情報」に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

- 1 本件対象保有個人情報1が記録された文書  
文書1 特定年月日Aに特定個人A（本人）が行った難民認定申請（特定記号番号A）について、開示請求日において、東京出入国在留管理局が保有する全ての書類（刑事事件の裁判等に係る個人情報に記載されている文書を除く。）
  
- 2 本件対象保有個人情報2が記録された文書  
文書2 特定年月日Aに特定個人A（本人）が行った難民認定申請（特定記号番号A）について、開示請求日において、東京出入国在留管理局が保有する全ての書類のうち、刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書

別表（不開示部分ごとの不開示理由）

文書 1 の頁	不開示部分	不開示内容の要旨	法 7 8 条 1 項の適用号
1	「連絡先（内線）」欄の記載内容部分	国の機関が行う事務に関する情報	7号柱書き
	上記以外の不開示部分	当局職員の意見	6号及び7号柱書き
2及び3	全て	当局職員の意見	6号及び7号柱書き
4	「起案者」欄の記載内容部分	本人以外の個人情報	2号
	上記以外の不開示部分	当局職員の意見	6号及び7号柱書き
5	難民調査官氏名及び「1 身分事項等」の「(5) 親族」の記載内容部分（一部）	本人以外の個人情報	2号
	上記以外の不開示部分	当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価	7号柱書き
6	「6 難民調査官の意見」の記載内容部分	当局職員の意見	6号及び7号柱書き
	上記以外の不開示部分	当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価	7号柱書き
7ないし9	全て	当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価	7号柱書き
10及び11	全て	当局職員の意見	6号及び7号柱書き
12、36、45、46	不開示部分全て	本人以外の個人情報	2号
48	「取扱者」欄及び決	本人以外の個人情報	2号

	裁欄右横の記載内容部分		
	上記以外の不開示部分	当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価	7号柱書き
49	入国管理局記載欄の記載内容部分（一部）	本人以外の個人情報	2号
	入国管理局記載欄の右の欄及び調査結果（一部）	当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価	7号柱書き
50	不開示部分全て	本人以外の個人情報	2号
51ないし73	供述調書の記載内容部分（一部）	供述調書の供述内容に係る情報	7号柱書き
	上記以外の不開示部分	本人以外の個人情報	2号
74ないし80	不開示部分全て	本人以外の個人情報	2号
84ないし87	「意見記載欄」の職員の氏名及び印影	本人以外の個人情報	2号
	決裁欄の印影及び「意見記載欄」の記載内容部分（上記を除く。）	当局職員の意見	6号及び7号柱書き
	「参考連絡事項」欄の記載内容部分（一部）	当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価	7号柱書き
88、92及び105	不開示部分全て	本人以外の個人情報	2号
106ないし109	全て	当局職員の意見	6号及び7号柱書き